# 指定施設介護サービス利用契約書 重要事項説明書



指定介護老人福祉施設 平成12年3月30日 指定番号 岐阜県 2171100247



社会福祉法人 美徳会 特別養護老人ホーム ビアンカ

#### (契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条および第4条に定める介護、福祉サービスを提供します。
  - 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容(ケアプランを含む)(以下「施設サービス計画」という。)は、添付『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
  - 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところにした がい、サービスを利用できるものとします。

#### (施設サービス計画の決定・変更)

- 第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
  - 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及 びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
  - 3 事業者は、契約者及びその家族等の要請に応じて、介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画について変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
  - 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その 内容を確認するものとします。

#### (介護保険給付対象サービス)

- 第3条 介護保険給付サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 入浴、排泄、おむつの取り替え、着替え等の介護
  - ② 相談及び援助
  - ③ 教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション行事
  - ④ 行政手続の代行
  - ⑤ 機能回復訓練
  - ⑥ 健康管理
  - ⑦ 栄養管理

#### (介護保険給付対象外のサービス)

- **第4条** 介護保険給付外サービスとして、次の各号のサービスを受けることができます。
  - ① 特別な食事の提供
  - ② 理美容
  - ③ 教養、娯楽及びレクリエーション行事等のサービス
  - ④ 買い物の代行
  - ⑤ その他生活サービス
  - 2 第3条、第4条のサービスの提供に当たり
    - ① 家族に対し処遇上必要な事項についてわかりやすく説明します。
    - ② 他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 束縛その他行動を制限しません。

- ③ 本契約の各種サービスの提供にあたり要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、心身の状況に応じて処遇を妥当適切に行い、漫然かつ画一的なものとならないように配慮します。
- ④ 保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その利用 状況を把握するようにします。

#### (運営規程の遵守)

**第5条** 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

#### 第2章 料金

#### (サービス利用料金の支払い)

- 第6条 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める 所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分 (自己負担:通常は介護保険負担割合証記載の負担割合)を事業者に支払うものとしま す。
  - 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体 系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
  - 3 前 2 項に定めるサービス利用料金は  $1_{5}$  月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 2 8 日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
  - 4 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### (利用料金の変更)

- 第7条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、 事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
  - 2 前条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを 得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前に説明をしたうえで、当該サー ビス利用料金を相当な額に変更することができます。
  - 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第3章 事業者の義務等

#### (事業者及びサービス従事者の義務)

- **第8条** 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
  - 2 事業者は、契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携 し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
  - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、 契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
  - 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わな いものとします。

- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護 認定の更新の申請援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを 5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交 付するものとします。

#### (守秘義務等)

- 第9条 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
  - 2 個人情報の保護及び管理については、別に定める個人情報に関する基本規程によるものとします。

#### 第4章 契約者の義務

#### (契約者の施設利用上の注意義務等)

- **第10条** 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。
  - 2 契約者は、サービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、 事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認め るものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシーの保護について、 十分な配慮をするものとします。
  - 3 契約者は、事業所の設備について、故意又は過失により滅失、破損、汚損もしくは変更 した場合には、自己の費用により原状に回復、又は相当の代価を支払うものとします。 尚、業者に依頼する場合は、事業所が定めた業者に修理や工事を依頼するものとします。
  - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### (契約者の禁止行為)

- **第11条** 契約者は、ホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
  - ① 決められた場所以外での喫煙
  - ② サービス事業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
  - ③ その他決められたもの以外の持ち込み

#### (変更事項の通知)

- 第12条 契約者は、事業者との契約に際して届け出た以下の事項について、変更があった場合は、遅滞なく事業者に届け出るものとする。
  - ① 契約者の住所、電話番号
  - ② 身元引受人の変更
  - ③ 身元引受人の住所、電話番号
  - ④ その他契約に際して通知した、あるいは届け出た内容

#### 第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

#### (損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由に

より契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に 違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### (損害賠償がなされない場合)

- 第14条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ① 契約者が、契約終結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - ② 契約者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
  - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

#### (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 第15条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
  - 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第4項の規定を準用します。

#### 第6章 契約の終了

#### (契約の終了事由)

- **第16条** 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い 事業者が提供するサービスを利用することができるものとします
  - ① 契約者が死亡した場合
  - ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合(入居中に要介護2以下となった場合)
  - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
  - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提示が不可能になった場合
  - ⑤ ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - ⑥ 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合
  - ⑦ 家族から自宅へ戻ると申し出があった場合

#### (契約者からの契約解除)

- **第17条** 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合 には、本契約を解除することができます。
  - ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サ

- ービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れが ある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

#### (事業者からの契約解除)

- 第18条 事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
  - ① 契約者が、契約終結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を 生じさせた場合
  - ② 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが1 ヶ月以上遅延し、その後1ヶ月間催告にも関わらず、これが支払われない場合
  - ③ 契約者が、故意又は重大な過失により従事者又はサービス事業者もしくは他の利用 者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどに よって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ④ 契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合も しくは入院した場合
  - ⑤ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
  - ⑥ 誓約書記入事項に従わない場合
  - ⑦ その他の理由により介護老人福祉施設への入所の継続が困難となった場合
  - 2 前項の規定による契約終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの 利用料金については、全額契約者の負担とします。

#### (契約の終了に伴う援助)

- 第19条 本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、前条の場合を除き、契約者の 希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退所の ために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。
  - ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
  - ② 居宅介護支援事業者の紹介
  - ③ その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介
  - 2 前条の規定により契約が解除され、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第1号から第3号に定める援助を契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

#### (契約者の入院に係る取り扱い)

- **第20条** 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院し医療行為が必要なければ、退院後も再びホーム入居できるものとします。
  - 入居中に常時の医療行為が必要になった場合は退所します。
  - 2 前項における入院期間において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金を事業者に支払うものとします。

#### (居室明け渡しー清算ー)

- 第21条 契約者は、第15条第二号から第七号により本契約が終了した場合において、すでに 実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第10条第3項(原状回復の義 務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
  - 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合 には、本来契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定 の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
  - 3 契約者は、第18条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室 を明け渡す義務及び前項の料金支払いの義務を必要に応じて負います。
  - 4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額について は第6条第4項を準用します。

#### (残置物の引き取り等)

- 第22条 契約者は、契約が終了した後、契約者の残置物は、代理人が引き取ります。
  - 2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、代理人にその旨連絡するものとします。
  - 3 代理人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。 但し代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者に その旨連絡するものとします。
  - 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、代理人が2週間を過ぎても残置物を引き取る 義務を履行しない場合には、同意書に定める連帯保証人に代行を依頼するものとします。
  - 5 事業者は、代理人若しくは連帯保証人が残置物の引き取りを行わない場合は、事業者の 判断で残置物を処分できるものとします。その費用については、代理人若しくは連帯保 証人が負担します。

#### (一時外泊)

- 第23条 契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、ホーム外で宿泊できるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の7日前までに事業者に届け出るものとします。
  - 2 事項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

#### 第7章 その他

#### (苦情処理)

**第24条** 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### (入居中の事故発生時の対応)

第25条 事業者は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等・関係機関(必要に応じて)に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

#### (裁判管轄)

第26条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、岐阜地方裁判所多治見支部をもって第 一管轄裁判所とすることを、事業者及び契約者は予め合意します。

#### (重要事項説明書について)

第27条 契約者又は代理人は、本契約に基づく添付「重要事項説明書」について説明を受け、

施設サービスの提供開始に同意します。

### (協議事項)

**第28条** 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

#### 重要事項説明書

#### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 美徳会
法人所在地	岐阜県多治見市上山町1丁目97番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	西尾太志
設立年月	平成 10 年 7 月 2 日
電話番号	(0572) 25-0780

介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている提供サービス及び事業所名(指定番号)

介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
短期入所生活介護(介護予防有り)	特別養護老人ホーム ビアンカ	(2171100247)
通所介護	ビアンカデイサービスセンター	(2171100296)
居宅介護支援サービス	ビアンカ居宅介護支援事業所	(2171100585)
訪問介護	ビアンカヘルパーステーション	(2171100643)
特定施設入居者生活介護 (介護予防有り)	ケアハウスビアンカ	(2171100866)

#### 2 当事業所の基本理念

#### 基本理念

ビアンカ〜美しく安心のできる家〜という如く、家庭的な温もりのある生活の場で暮らしていただくために以下の基本理念を定める。

- ① 利用者の生活の中で、基本的人権が守られるよう細心の配慮をもって介護する。
- ② 利用者が安心して家庭的な生活を送り、幸せを感じることができるような介護をする。
- ③ 利用者が目標と生きがいを持てる、生きている喜びを感じることができるような介護をする。

#### 3 事業所概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム ビアンカ
事業所の所在地	岐阜県多治見市上山町1丁目97番地2
代表者名	施設長 西尾悦子
電話番号	(0572) 25-0780
FAX 番号	(0572) 25–3581
E-mail アドレス	info@bitokukai.com
ホームページアド	URL://bitokukai.com
レス	

#### 4 利用施設で併せて実施する事業

1 TOTALER COLOR OF A				
施設の種類		岐阜県知事事業所指定	利用定数	
		指定年月日	指定番号	
施設サービス	施設サービス 介護老人福祉施設		岐阜県 247 号	63 人(西) 57 人(東)
居宅サービス	通所介護	平成 12 年 3 月 30 日 (平成 18 年 4 月 1 日)	岐阜県 296 号	35 人
	短期入所生活介護 (介護予防)	平成 12 年 3 月 30 日 (平成 18 年 4 月 1 日)	岐阜県 247 号	10 人
	訪問介護	平成 16 年 10 月 1 日 (平成 18 年 4 月 1 日)	岐阜県 643 号	
	居宅介護支援サービス	平成 16 年 6 月 1 日	岐阜県 585 号	

#### 5 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、要介護状態にある高齢者に対して適正な介護事業を提供する。
施設の運営の方針	この事業は、要介護状態にある高齢者に対して、適切な介護を提供し利用者
	の QOL の向上に努める。

#### 6 施設の概要

特別養護老人ホーム

1 4 /	*****	
敷坩	<u>t</u>	8530. 54 m²
建	構造	鉄筋コンクリート造4階建(耐火建築)
物	延べ床面積	6651. 14 m²
	利用定員	120 名

### (1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
1人部屋(東館)	( 15 )室	215. 5 m <sup>2</sup>	14. 8 m²
1人部屋(西館)	( 63 )室	892. 5 m <sup>2</sup>	14. 2 m <sup>2</sup>
2 人部屋	( 26 )室	620 m <sup>2</sup>	11. 9 m²

## (2) 主な設備

	設備の種類	数	面積	
食堂		2 室	232 m²	
	日常動作訓練室	2 室	90 m <sup>2</sup>	
東館	一般浴室	1室	77 m <sup>2</sup>	
館	特殊浴室	2 室	59. 96 m²	
医務室		1室	32. 67 m <sup>2</sup>	
	デイルーム	1 箇所	322 m²	
	設備の種類	数	面積	
जार्द	食堂日常動作訓練室	2室	278. 54 m <sup>2</sup>	
西館	一般浴室	2室	80. 03 m²	
T T	特殊浴室	1室	22 m²	
	個浴室	1室	11. 12 m²	

### 7 職員体制(主たる職員)

## (令和6年4月1日現在)

	<b>事类类形</b> 学	旦 ***		区	分		資格保有者
従業者の種類	事業者指定 の基準	員数 (常勤換算)	常	勤	非常	常勤	
	の密中	(市 ) ( ) ( ) ( )	専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1	1				
生活相談員	2	2	2				社会福祉士=1名
介護職員	利用者3人 に対し1人 以上(看護 職員含)	50. 4	37		26		介護福祉士=32名
看護職員	3	6. 2	3		3	1	看護師=5名 准看護師=2名
機能訓練指導員	1. 3	1. 3	1			1	看護師=1 名 准看護師=1 名
介護支援専門員	2	2	1	1			介護支援専門員=2名
管理栄養士	1	1	1				管理栄養士=1名
医師	1	2			2		

## 8 職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
施設長	9:00~18:00	月9日
生活相談員	9:00~18:00	月9日
介護職員	A 勤務 7:00~16:00 B 勤務 8:00~17:00 SS 勤務 10:00~19:00 C 勤務 12:00~21:00 D 勤務 21:00~7:00	月 9 日
看護職員	早勤務 7:30~16:30 遅勤務 9:00~18:00	月9日
機能訓練指導員	9:00~18:00	月9日

介護支援専門員	9:00~18:00	月9日
管理栄養士	9:00~18:00	月9日

### 9 サービスの概要

介護保険対象サービス

介護保険対象サー	ービス
サービス項目	サービス内容
栄養管理	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラ
	エティに富んだ食事を提供します。
	食事はできるだけ離床して食堂でとっていただくように配慮します。
	月2回の行事食を提供します。
	食事時間
	朝食 8:00~ 9:00
	昼食 12:00~13:00
	夕食 17:30~18:30
排泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄介助の自立につい
	ても適切な援助を行います。
入浴	年間を通じて週に2回の入浴または清拭を行います。
	寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
	入浴後に乾燥肌防止の為、保湿剤を塗布しております。
離床、着替え、整	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
容等	生活のリズムを考え、着替えを行うように配慮します。
	個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助をします。
	シーツ交換は、週1回行います。
機能訓練	機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の
	低下を防止するように努めます。
	当施設の保有するリハビリ器具
	平行棒 歩行器 シルバーカー フットマッサージャー ホットパック
健康管理	嘱託医により、定期的な診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急時
	等必要な場合は、主治医あるいは協力医療機関等と連携し対応します。
	入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて家族の協力
	をお願いします。
	当施設の嘱託医師
	氏名:安藤広幸
	診療科:内科(安藤クリニック)
相談及び援助	入所者およびその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可
	能な限り必要な援助を行うように努めます。
	(相談窓口) 生活相談員 河原﨑克久
社会生活上の便宜	必要な教養娯楽用品を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとする
	ため、各種行事を企画します。
	主な教養娯楽活動
	① クラブ活動(大正琴、音楽)等
	②随時、行事、レクリエーションを実施しています。
Λ =# /D PΛ Ы 1	行政機関に対する手続きが必要な場合は必要に応じて代行いたします。

## 介護保険外サービス

サービス項目	サービス内容
理髪・美容に掛か	出張による理髪サービスを利用できます。
る費用	出張による美容サービスを利用できます。

10 利用料 ① 介護保険対象サービスに係る1日あたりの点数 (1点=10.14円)

<ul> <li>介護度 1</li> <li>介護度 2</li> <li>介護度 3</li> <li>732 点</li> <li>介護度 4</li> <li>802 点</li> <li>介護度 5</li> <li>精神科医療養指導加算</li> <li>日常生活継続支援加算</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(I)</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(II)</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(III)</li> <li>看護体制加算 1</li> <li>有護体制加算 1</li> <li>有護体制加算 1</li> <li>有調量配置加算 1</li> <li>有調量配置加算 1</li> <li>有高层</li> <li>有期加算</li> <li>30点</li> <li>外泊時加算</li> <li>24倍点</li> <li>中陸機能維持管理加算</li> <li>23点</li> <li>初期加算</li> <li>24倍点</li> <li>中陸機能維持管理加算</li> <li>24倍点</li> <li>中陸機能維持管理加算</li> <li>28点</li> <li>在宅包帰支援機能加算</li> <li>10点</li> <li>看取り介護加算</li> <li>在宅・入所相互利用加算</li> <li>退所前後訪問加算</li> <li>退所前後訪問加算</li> <li>退所前後訪問加算</li> <li>退所前種粉加算</li> <li>退所前種粉加算</li> <li>場所前達</li> <li>場所前連帯加算</li> <li>個別機能訓練加算(I)</li> <li>生点</li> <li>外泊時在宅中一ビス加算</li> <li>再入所時栄養連携加算</li> <li>400点</li> <li>低栄養マネジメント</li> <li>14点</li> </ul>		へに係る I 日 めにり 0 点数(I 点 = IU. I4 円)
<ul> <li>介護度 2</li> <li>介護度 3</li> <li>介護度 4</li> <li>802 点</li> <li>介護度 5</li> <li>精神科医療養指導加算</li> <li>5点</li> <li>日常生活継続支援加算</li> <li>36点</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(I)</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(II)</li> <li>看護体制加算 I</li> <li>有護体制加算 I</li> <li>有護体制加算 I</li> <li>有調量配置加算 I</li> <li>有高点</li> <li>(III)</li> <li>有護体制加算 I</li> <li>有高点</li> <li>有職員配置加算 I</li> <li>有点</li> <li>有職員配置加算 I</li> <li>有点</li> <li>有点</li> <li>有限 分消時加算</li> <li>23点</li> <li>初期加算</li> <li>30点</li> <li>外泊時加算</li> <li>246点</li> <li>口腔機能維持管理加算</li> <li>110点</li> <li>経口移行加算</li> <li>28点</li> <li>在宅仓屠安接機能加算</li> <li>有取り介護加算</li> <li>在宅・入所相互利用加算</li> <li>退所前後訪問加算</li> <li>退所時後訪問加算</li> <li>退所時相談援助加算</li> <li>退所申相談援助加算</li> <li>退所申相談援助加算</li> <li>退所申相談援助加算</li> <li>30点</li> <li>退所前連帯加算</li> <li>個別機能部練和算 (I)</li> <li>外泊時在宅中ビス加</li> <li>第</li> <li>再入所時栄養連携加算</li> <li>400点</li> <li>低栄養マネジメント</li> <li>14点</li> </ul>	項目	1 人部屋・2 人部屋
介護度3       732点         介護度5       871点         精神科医療養指導加算       5点         日常生活継続支援加算       36点         サービス提供体制強化加算(II)       18点         (1)       18点         サービス提供体制強化加算(III)       4点         看護体制加算I       4点         看護体制加算I       8点         夜間職員配置加算I       13点         夜間職員配置加算I       23点         初期加算       30点         外泊時加算       246点         口腔機能維持管理加算       110点         経口移行加算       28点         在宅食帰支援機能加算       10点         看取り介護加算       72~1,580点         在宅・入所相互利用加算       30点         退所時相談援助加算       500点         退所時相談援助加算       500点         過別機能訓練加算       500点         個別機能訓練加算       500点         再入所時栄養連携加算       400点         低栄養マネジメント       14点	介護度1	589 点
<ul> <li>介護度 4</li> <li>介護度 5</li> <li>精神科医療養指導加算</li> <li>5点</li> <li>日常生活継続支援加算</li> <li>36点</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(1)</li> <li>サービス提供体制強化加算</li> <li>(II)</li> <li>オービス提供体制強化加算</li> <li>(III)</li> <li>看護体制加算 1</li> <li>有護体制加算 1</li> <li>有護体制加算 1</li> <li>有護体制加算 1</li> <li>有護体制加算 23点</li> <li>夜間職員配置加算 1</li> <li>疫育、食食加算 23点</li> <li>初期加算 30点</li> <li>外泊時加算 246点</li> <li>口腔機能維持管理加算 110点</li> <li>経口移行加算 28点</li> <li>在宅復帰支援機能加算 72~1,580点</li> <li>在宅後小所相互利用加算 30点</li> <li>退所前後訪問加算 460点</li> <li>退所前後訪問加算 500点</li> <li>退所前相談援助加算 500点</li> <li>退所前申書加算 500点</li> <li>通所前連帯加算 500点</li> <li>通所前連帯加算 500点</li> <li>再入所時未養連携加算 400点</li> <li>年入所時栄養連携加算 400点</li> <li>低栄養マネジメント 14点</li> </ul>	介護度 2	659 点
介護度 5     871 点       精神科医療養指導加算     5 点       日常生活継続支援加算     36 点       サービス提供体制強化加算 (I)     22 点       サービス提供体制強化加算 (II)     18 点       (III)     4 点       看護体制加算 I     8 点       夜間職員配置加算 I     13 点       夜間職員配置加算 I     16 点       療養食加算     23 点       初期加算     30 点       外泊時加算     110 点       経口移行加算     110 点       在宅復帰支援機能加算     10 点       在宅復帰支援機能加算     72~1,580 点       在宅・入所相互利用加算     30 点       退所前後訪問加算     460 点       退所時相談援助加算     500 点       退所前連帯加算     500 点       個別機能訓練加算 (I)     12 点       外泊時在宅サービス加算     10 点       再入所時栄養連携加算     400 点       低栄養マネジメント     14 点	介護度3	732 点
精神科医療養指導加算 5点 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	介護度 4	802 点
日常生活継続支援加算 サービス提供体制強化加算 (I) サービス提供体制強化加算 (II) サービス提供体制強化加算 (III) 看護体制加算 I 4 点 看護体制加算 I 3 点 夜間職員配置加算 I 13 点 夜間職員配置加算 I 16 点 療養食加算 23 点 初期加算 23 点 初期加算 246 点 口腔機能維持管理加算 110 点 経口移行加算 28 点 在宅復帰支援機能加算 10 点 看取り介護加算 72~1,580 点 是所前後訪問加算 460 点 退所前後訪問加算 460 点 退所前者談別加算 500 点 国別機能訓練加算 (I) 外泊時在宅サービス加 算 A0 点	介護度 5	871 点
サービス提供体制強化加算 (I) サービス提供体制強化加算 (II) サービス提供体制強化加算 (II) 看護体制加算 I 4点 看護体制加算 I 8点 夜間職員配置加算 I 13点 夜間職員配置加算 I 16点 療養食加算 23点 初期加算 30点 外泊時加算 246点 口腔機能維持管理加算 110点 経口移行加算 28点 在宅復帰支援機能加算 10点 看取り介護加算 72~1,580点 在宅・入所相互利用加算 30点 退所前後訪問加算 460点 退所前連帯加算 500点 退所前連帯加算 500点 固別機能訓練加算 11点 解析在宅サービス加 560点 算 再入所時光養連携加算 400点 低栄養マネジメント 14点	精神科医療養指導加算	5 点
(1) サービス提供体制強化加算 (II) サービス提供体制強化加算 (III) 看護体制加算 I 4点 看護体制加算 I 8点 夜間職員配置加算 I 13点 夜間職員配置加算 I 16点 療養食加算 23点 初期加算 30点 外泊時加算 246点 口腔機能維持管理加算 110点 経口移行加算 28点 在宅復帰支援機能加算 10点 看取り介護加算 72~1,580点 在宅・入所相互利用加算 30点 退所前後訪問加算 460点 退所時相談援助加算 500点 過別機能訓練加算 150点 過別機能訓練加算 150点 過別機能訓練加算 150点  過別機能訓練加算 500点  過別機能訓練加算 500点	日常生活継続支援加算	36 点
### 18 点 (II) ### 18 点 (III) ### 18 点 (III) ### 18 点 (III) ### 18 点 (III) ### 18 点		22 点
(II) サービス提供体制強化加算 (III) 看護体制加算		
サービス提供体制強化加算 (III)       名点         看護体制加算 I       4 点         看護体制加算 I       8 点         夜間職員配置加算 I       13 点         夜間職員配置加算 II       16 点         療養食加算 23 点       30 点         外泊時加算 246 点       110 点         至日移行加算 28 点       10 点         在宅復帰支援機能加算 72~1,580 点       10 点         看取り介護加算 72~1,580 点       30 点         退所前後訪問加算 460 点       退所前後訪問加算 500 点         退所前連帯加算 500 点       12 点         個別機能訓練加算 (I)       12 点         外泊時在宅サービス加 第       560 点         再入所時栄養連携加算 400 点       400 点         低栄養マネジメント 14 点		18 点
(Ⅲ) 看護体制加算 I 4 点 看護体制加算 I 8 点 夜間職員配置加算 I 13 点 夜間職員配置加算 I 16 点 療養食加算 23 点 初期加算 30 点 外泊時加算 246 点 口腔機能維持管理加算 110 点 経口移行加算 28 点 在宅復帰支援機能加算 72~1,580 点 看取り介護加算 72~1,580 点 退所前後訪問加算 460 点 退所前後訪問加算 500 点 固別機能訓練加算 ( I ) 12 点 外泊時在宅サービス加 560 点  再入所時栄養連携加算 400 点 低栄養マネジメント 14 点		6 占
看護体制加算 I 13 点		O AN
看護体制加算 I	看護体制加算 I	4 点
夜間職員配置加算III	看護体制加算Ⅱ	8点
で間職員配置加算Ⅲ 16 点	夜間職員配置加算I	13 点
療養食加算       23 点         初期加算       30 点         外泊時加算       246 点         口腔機能維持管理加算       110 点         経口移行加算       28 点         在宅復帰支援機能加算       10 点         看取り介護加算       72~1,580 点         在宅・入所相互利用加算       30 点         退所前後訪問加算       460 点         退所時相談援助加算       500 点         退所前連帯加算       500 点         個別機能訓練加算(I)       12 点         外泊時在宅サービス加算       560 点         再入所時栄養連携加算       400 点         低栄養マネジメント       14 点	夜間職員配置加算Ⅲ	16 点
外泊時加算       246 点         口腔機能維持管理加算       110 点         経口移行加算       28 点         在宅復帰支援機能加算       10 点         看取り介護加算       72~1,580 点         在宅・入所相互利用加算       30 点         退所前後訪問加算       460 点         退所時相談援助加算       500 点         退所前連帯加算       500 点         個別機能訓練加算(I)       12 点         外泊時在宅サービス加算       560 点         再入所時栄養連携加算       400 点         低栄養マネジメント       14 点	療養食加算	
口腔機能維持管理加算       110 点         経口移行加算       28 点         在宅復帰支援機能加算       10 点         看取り介護加算       72~1,580 点         在宅・入所相互利用加算       30 点         退所前後訪問加算       460 点         退所時相談援助加算       500 点         退所前連帯加算       500 点         個別機能訓練加算(I)       12 点         外泊時在宅サービス加算       560 点         事       400 点         低栄養マネジメント       14 点	初期加算	30 点
経口移行加算 28 点 在宅復帰支援機能加算 10 点 看取り介護加算 72~1,580 点 在宅・入所相互利用加算 30 点 退所前後訪問加算 460 点 退所時相談援助加算 500 点 退所前連帯加算 500 点 個別機能訓練加算(I) 12 点 外泊時在宅サービス加 560 点 算 再入所時栄養連携加算 400 点 低栄養マネジメント 14 点	外泊時加算	246 点
経口移行加算 在宅復帰支援機能加算 10 点 看取り介護加算 72~1,580 点 在宅・入所相互利用加算 30 点 退所前後訪問加算 460 点 退所時相談援助加算 500 点 退所前連帯加算 600 点 個別機能訓練加算(I) 外泊時在宅サービス加 第 再入所時栄養連携加算 400 点 低栄養マネジメント 14 点	口腔機能維持管理加算	110 点
看取り介護加算 72~1,580 点 在宅・入所相互利用加算 30 点 退所前後訪問加算 460 点 退所時相談援助加算 500 点 退所前連帯加算 500 点 個別機能訓練加算(I) 12 点 外泊時在宅サービス加 560 点 算 再入所時栄養連携加算 400 点 低栄養マネジメント 14 点	経口移行加算	
在宅・入所相互利用加算30 点退所前後訪問加算460 点退所時相談援助加算500 点退所前連帯加算500 点個別機能訓練加算(I)12 点外泊時在宅サービス加算560 点算再入所時栄養連携加算再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点	在宅復帰支援機能加算	10 点
在宅・入所相互利用加算30 点退所前後訪問加算460 点退所時相談援助加算500 点退所前連帯加算500 点個別機能訓練加算(I)12 点外泊時在宅サービス加算560 点算再入所時栄養連携加算再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点	看取り介護加算	72~1,580 点
退所前後訪問加算460 点退所時相談援助加算500 点退所前連帯加算500 点個別機能訓練加算(I)12 点外泊時在宅サービス加算560 点算再入所時栄養連携加算再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点		30 点
退所時相談援助加算500 点退所前連帯加算500 点個別機能訓練加算(I)12 点外泊時在宅サービス加算560 点再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点		
退所前連帯加算500 点個別機能訓練加算 (I)12 点外泊時在宅サービス加算560 点算再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点		
個別機能訓練加算(I)12 点外泊時在宅サービス加算560 点算再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点	退所前連帯加算	
外泊時在宅サービス加 算560 点再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点	個別機能訓練加算 (I)	12 点
算400 点再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点		560 点
再入所時栄養連携加算400 点低栄養マネジメント14 点	算	
低栄養マネジメント 14 点		400 点
新興感染炡等施設療養   240 点	新興感染症等施設療養	240 点
費	費	
退所時栄養情報連携加 70 点	退所時栄養情報連携加	70 点
算		
退所時情報提供加算 500 点		500 点
(I)		
退所時情報提供加算 250 点		250 点
$(\Pi)$	(II)	
②介護保険対象サービスに係る1月あたりの点数(1点=10.14円)	②介護保険対象サービス	に係る1月あたりの点数(1点=10.14円)

経口維持加算I	400 点
経口維持加算Ⅱ	100 点
科学的介護推進加算(I)	40 点
科学的介護推進加算(Ⅱ)	50 点
ADL 維持加算(I)	30 点
ADL 維持加算(Ⅱ)	60 点
生産性向上推進体制加算	100 点
(I)	
生産性向上推進体制加算	10 点

(II)		
配置医師緊急時対応加	325点(配置医師の通常の勤務時間外の場合)	
算	650 点(早朝・夜間の場合)	
	1,300点(深夜の場合)	
排せつ支援加算(I)	10 点	
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 点	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 点	
褥瘡マネジメント加算(I)	3 点	
褥瘡マネジメント加算	13 点	
( II )		
低栄養リスク改善加算	300 点	
口腔衛生管理体制加算	90 点	
(I)		
口腔衛生管理体制加算	110 点	
(II)		
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 点	
安全対策体制加算	20 点	
協力医療機関連携加算	100 点	(令和6年度)
	50 点	(令和7年度~)
特別通院送迎加算	594 点	
高齢者施設等感染対策向	10 点	
上加算(I)		
高齢者施設等感染対策向	5 点	
上加算(Ⅱ)		
認知症チームケア推進加	150 点	
算(I)		
認知症チームケア推進加	120 点	
算(Ⅱ)		
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20点	

- ※契約者様の介護保険負担割合証の負担率で請求させて頂きます。
- ※上記以外に介護職員処遇改善加算の負担が発生します。なお、国が定める算定率により負担率が変動します。
- ※個別対応等により加算体制が個々で異なります。
- ※法改正に伴い、料金変更を行うことがあります。

介護保険外サービスに係る料金(居室代及び食費)

《利用者負担額第4段階》(1日あたり)

	居室代 (滞在費)	食費
1 人部屋	西館・・・2,924円	
	東館・・・1,434円	1,733 円
2 人部屋	1,054円	

#### 《利用者負担第1段階》(1日あたり)

.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	居室代(滞在費)	食費
1人部屋	380 円	300 円
2 人部屋	0 円	300 円

#### 《利用者負担第2段階》(1日あたり)

	居室代(滞在費)	食費
1 人部屋	480 円	390 円
2 人部屋	430 円	390 円

#### 《利用者負担第3段階①》(1日あたり)

	居室代(滞在費)	食費
1 人部屋	880 円	650 <sup>III</sup>
2 人部屋	430 円	650 円

### 《利用者負担第3段階②》(1日あたり)

	居室代(滞在費)	食費
1 人部屋	880 円	1 260 ⊞
2 人部屋	430 円	1,360円

### ※ 介護負担限度額認定書を参照します。

介護保険外サービスに係る料金(その他費用)

介護保険外サービスに依	※の科金(その他賃用)		
項目	費用		
居室保持料	入院等で不在の場合、利用者の希望により概ね最長3ヶ月間所定の料金		
	を徴収することで居室保持ができます。		
	・利用者負担第1~3段階の方は、不在後6日目までは第1~3段階		
	の居住費の負担限度額を、不在後7日目以降は第4段階の居住費を		
	負担していただきます。		
	・利用者負担第4段階の方は、不在日数に関わらず第4段階の居住費		
	を負担していただきます。		
レクリエーションや日常	レクリエーション、クラブ、喫茶に参加して頂いたご利用者には、教		
生活上必要となる諸費用	養娯楽費に要する費用の実費をご利用者に負担頂きます。		
	• 喫茶参加費		
	平日、土曜日、祝日 82円(1回)		
	日曜日 137円 (1回)		
	<ul><li>その他諸費用</li></ul>		
	コンセント代 555円 (1ヶ月分)		
	(1 コンセントにつき)		
理容・美容に必要な費用			
	2,700円 (1回)		
日用品に必要な諸費用	72円 (1日)		
テレビ使用料	1,200円(1ヶ月)		
支払事務手数料	1,500円(1ヶ月)		
領収書再発行手数料	1,100円(1回)		
その他文書発行手数料	550円 (1回)		
医療材料費	・ 導尿カテーテル 120 円(1 回)		
	<ul><li>・バルーンカテーテル</li><li>3,000円(1回)</li></ul>		
入院時・外泊時の料金	入院日・外泊日が7日未満		
	居室代 (保険適用の料金)		
	入院日・外泊7日目以降		
	居室代 東館個室=1,434円 多床室=1,054円		
	西館個室=2,924円		
	上記の合計金額を請求させて頂きます。		
	但し、入院日・外泊時当日と退院日・外泊帰設日は通常の料金を請求		
	させて頂きます。		
看取り後の諸費用	26,400円 (エンジェルケア)		
コピー代	10円(1枚)		
L			

### 11 苦情の申し立て先

事業所の苦情受	窓口担当者	河原﨑克久
付担当	受付時間	午前9時~午後6時
	利用方法	電話(0572)25-0780 Fax(0572)25-3581
		苦情箱(窓口に設置)

苦情解決第三者 委員

柳生唱一

多治見市豊岡町 3-48 柳生司法書士事務所 (0572) 26-8855

石垣智康

多治見市宮前町 2-46

石垣法律事務所

(0572) 23-6305

その他の申立先

多治見市介護保険調整委員会(市役所福祉部高齢福祉課内)

利用方法 手紙、直接市役所へ

〒507-8787

岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地 電話(0572)22-1111 Fax(0572)25-6434

岐阜県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

受付時間 午前9時~午後6時

利用方法 手紙

〒500-8385

岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

岐阜県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情相談係

直接申し出る場合

岐阜市薮田南 5-14-12

岐阜県シンクタンク庁舎5階

岐阜県国民健康保険団体連合会

介護保険課苦情相談係

電話 (058) 275-9826 Fax (258) 275-7635

#### 12 協力医療機関

医療機関の名称	多治見市民病院
院長名	今井 裕一
所在地	多治見市前畑町 3-46
電話番号	(0572) 22–5211
診療料	内科、外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、脳神経外科 消化器内科、循環器内科、その他
救急指定の有無	有

#### 13 歯科医療機関

名称	多治見歯科医師会
医師名	個別に依頼
所在地	多治見市音羽町 3-12
電話番号	(0572) 23-9162

#### 14 事故発生時の対応

事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係機関及び利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。また、事故が原因で医療機関を受診した場合は、事故防止マニュアルにより県事務所、保険者へ報告します。 安全対策担当者 河原崎克久

#### 15 非常災害時の対策

非常時の対応 別に定める「特別養護老人ホームビアンカ 消防計画」及び「地震防災応急計画」により対応を行います。

平常時の訓練等	別に定める「特別養護老」	人ホームビアン	/カ 消防計画」及び「地	震防災応急計
防災設備	画」により年2回夜間および昼間を想定した非難訓練を、入所者の方地域の方			
	も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	13 箇所
	非難階段	5 箇所	補助散水栓	13 箇所
	自動火災報知機 あり 非常通報装置 あり			
	誘導灯	57 箇所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
消防計画書	消防署への届出日:平成	26年2月28日	<u> </u>	
	防火管理者:後藤芳郎			

#### 16 当施設をご利用の際に留意いただく事項

	MA PART TOTAL TOTA
来訪・面会	来訪者は、面会時間(午前9時~午後6時)を遵守し、必ずその都度職員へ当 施設指定の面会票をお渡し下さい。面会時間外での面会は、事前に連絡してく
	ださい。
	来訪者が宿泊される場合は必ず許可を得てください。
外出	外出の際には外出・外泊届を提出してください。
	感染症が流行する時期は、近隣の状況を確認しながら面会禁止や外出の禁止を
	お願いする場合があります。
居室・設備・器	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがって使用してください。これ
具の利用	に反して使用し破損等が生じた場合は、賠償していただく場合があります。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はやめて下さい。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

#### 17 提供するサービスの第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

#### 18 虐待防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員 河原崎克久	- 引 河原崎克久	

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

#### 19 身体拘束廃止について

事業者は、原則として入所者に対しての身体拘束を行いません。ただし、自傷他傷等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えされるときは、入所者に対しての説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所所本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 ・・・入所者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、 直ちに身体拘束を解きます。

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、	下記説明者より、	本書面に基づき
重要事項の説明を受けたことを確認します。		

説明者	融名	生活相談員	氏名	(E)
ロルワノロ	4111/4	工作作账具	$\sim$	(4)

契約者は、契約の有効期間中に心身喪失その他の事由により判断能力を失った場合は	に
備えて、契約者の家族等である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の	権
利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いた	し
ます。	

	住 所
代理人	氏 名
	続 柄
	電話番号

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者又は代理人、事業者が署名押印の うえ、各1通を保有するものとします。

 令和
 年月日

 住所

 契約者
 氏名

 電話番号

 住所

 代理人
 氏名

 印

電話番号

住所岐阜県多治見市上山町1-97-2事業者事業者名社会福祉法人 美徳会特別養護老人ホームビアンカ施設長西尾 悦子印

